

公明党

せのう 孝夫 市政報告 No. 41



声を かたち に 夢を くらし に

コロナ感染症対策として最も有効性が期待されるワクチン接種が、65歳以上を対象として、安房3市1町の共同事業として開始されています。当該各市の公明党市議会議員は、希望される全ての方へ遅滞なく、事故無く円滑に行えるよう5月下旬、各市町に対して『新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望書』を提出したところです。

行政としても、短期間での全対象者への一斉接種は初めての試みであり、しかも一人に対して2回行いますので、種々、困難な運営を伴うことは、想像に難くありません。従って、政治に携わる者は、事業の円滑化へ向けた提案や提言、応援に資する言動を第一として応えるべきです。しかし、後述しますが、国政における一部野党は、どうやら優先順位における事情が違っています。

6月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

1. LGBT・多様性を認め合う社会へ

世界では、2001年にオランダで初めて同性婚を認めて以来、現在28か国地域に拡大しています。先進7か国・所謂G7で、※同性婚や、それに準ずる制度がないのは日本だけです。

我が国が国際的にみて後れをとっている現状に、公明党は「性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム」を結成し、性的少数者に対する支援を政府に繰り返し申し入れを行っています。東京都でも、都議会公明党は毎年パートナーシップの導入や、本年3月にはLGBTカップルが育てる子供を家族と認める「ファミリーシップ制度」の実施も併せて、強く都に求めています。

政令市最大の横浜市では、一人の当事者と公明議員が協力して市議会議長に要望書を送ったことをきっかけとして、19年12月から、パートナーシップ制度が実施されることとなりました。

自治体としては2015年11月に、渋谷区と世田谷区で日本初のパートナーシップ制度が始まって以来、わずか5年半で全国自治体での導入が急増を続けている状況をしっかり認識したうえで、本市においても早急な決断を期待します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップは、日本では婚姻が認められないLGBTカップルに対して、二人の関係が※カップルと同等であると承認し、自治体が証明書などを発行するもので、事実婚にも適応されるものと理解します。しかも、最近では民間企業でも社内規定を見直し、同性のパートナーを配偶者とみなす事例も増えています。

また、ファミリーシップ制度は、子供も家族と認めることで、手術の承諾や、学校での引き取りなどがスムーズに行われるようになります。

障がい者施策や福祉の分野で名実ともに日本の最先端をいく明石市では、今年1月からファミリーシップ制度を全国で最初にスタートさせています。本市も、少数者施策に素早く反応し、人権先進地として名実ともに評価される「あったか地方都市」であってほしいと、強く望みます。

答弁：LGBT 等の性的マイノリティの方々にとって、行政がその関係性を尊重するパートナーシップ制度や、そのお子さんも含めたファミリーシップ制度は、多様な性の在り方を認める社会の実現のためには、意義あるものと考えます。

一方で、現在は自治体ごとに独立した制度であるため、導入自治体から導入されていない自治体に転居した場合に、認められていた関係性が継続されないなどの課題もあることから、将来的には広域的な制度としての必要性も感じています。館山市では、LGBT 等の方々に対する多様性を認める意識づくりを平成 29 年度から推進しています。加えて、今年度からの第 4 次総合計画においても「積極的な意識啓発に努める」としています。

制度導入の自治体が急増していますので、両制度の調査研究を続けながら、理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

解説

性的マイノリティ（少数者）への理解を促進させるためには、行政が宣誓制度を導入する明確な意思を市民に※「宣言」することが、第一に優先すべき必須の条件であると考えます。現在取り組まれている多様性を認め合う意識啓発への諸活動についても、幹の部分と枝葉とを、過たず選択することによって、より合理的かつ実質的な成果に繋がります。

また、国、県、近隣市町等での足並みが揃うのを待つのではなく、意識の高い自治体から率先して導入していくことが、結果として国レベルでの制度導入への機運もより早く醸成されるものと確信します。多くの LGBT の方々が、無理解から被る苦痛を経験されていることから、早急に制度の確立を決断すべきです。

現時点での導入自治体数を見てみると、認定 NPO 法人「虹色ダイバーシティ」の調べでは、本年 3 月時点で都道府県も含めた全国自治体数 1741 のうち、制度を導入しているのは 3 府県と 100 の区市町となり僅か 6 % 程度ですが、人口のカバー率では 37.1% と、国民の約 4 割が制度の恩恵を享受できる環境にある状況が分かります。しかも、毎年、加速度的に拡大を続けています。本市もファミリーシップ制度も含め、導入を「宣言」する賢明な判断を期待します。

※法的整備の必要性等については、別掲「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度からの考察」で触れたいと思います。

2. 自然災害への対応

①「個別避難計画」作成への取組状況

災害対策基本法が改正されました。すでに報道もされておりますが、市区町村が発表する避難情報について、警戒レベル 4 の避難勧告は廃止となり「避難指示」に一本化され、レベル 5 の災害発生情報は「緊急安全確保」に、レベル 3 も従来の長い名称から「高齢者等避難」と改称されました。

高齢者など災害弱者は避難に時間がかかるなどは当然分かっていましたが、20 年 7 月豪雨や 19 年の台風 19 号では、犠牲者の 6 割から 8 割余りが高齢者で占められたという背景もあり、迅速かつ明確な呼びかけの実施と、実際の避難に繋げるための改正だと理解します。

そこで、自力で非難することが難しい対象者を、何処に、どのように避難させるのかを示す「個別避難計画」が重要になりますが、現在、作成は自治体の努力義務となっていることから、本市の取組み状況を質しました。

答弁：令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成することが努力義務として規定されました。また、この法改正に併せて、令和3年5月に内閣府より、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたところです。

市としましては、個別避難計画作成にあたっては、行政機関のみならず、本人やその家族を含め、避難を支援する方、具体的には、要支援者の近隣住民・町内会・自主防災組織・民生委員・福祉事業者などと連携しながら作成することが重要と認識しており、この取組指針を活用しながら、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者一人ひとりに適切な計画が作成されるよう、各団体等と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えています。

解説

「個別避難計画」作成について、これまでは作成に係る費用への助成制度もなく、技術的支援もありませんでした。更に、個別避難計画には当事者の同意を得ることが必要であり、大変な労力も伴うことから、着手に至らなかった状況も理解します。

今回法改正されたことで、国として上に示した諸課題に対して支援する方向性を示しており、多くの関係団体との協力のもと、災害弱者に寄り添う、実効性のある避難計画の作成を期待します。

② 避難所生活を快適に

段ボールベッド及び、組み立て式のパーテーションの導入への見解。

答弁：ベッドとパーテーションの導入についてですが、避難所における感染症防止の観点から、昨年度、紙製の段ボールよりも、より耐久性や収納性に優れているビニール製のエアベッドを500台と、エアマット1,700台を購入するとともに、パーテーションについても、段ボールの衝立を4,400枚購入し、どちらも各指定避難所兼指定緊急避難場所の防災備蓄倉庫内に保管しています。

③ 「みまもり電球」の導入

独居高齢者宅への「みまもり電球」の導入及び、設置費用の助成制度を。

答弁：「みまもり電球」とは専用の電球による点灯、消灯情報を見守る家族などのスマートフォンにお知らせすることにより、一人暮らしの高齢者の生活リズムの変化に気づき、緊急時や異常があった場合の対処を行うことができるシステムです。

現在、館山市では高齢者等の見守り事業として、急病など万が一の場合にボタンを押すと通報先に連絡がとれる緊急通報装置の貸与を行っています。

また、現在76の団体と協定を結び、地域全体で高齢者を見守り支えあい、高齢者の孤立を防ぐために、高齢者見守りネット事業を行っています。この事業により、市民の皆様や協力団体からの連絡を受け、保護した高齢者を親族に引き渡したケースや、救急車を要請し一命を取り留めたケースもありました。さらには、昨年度から高齢者等見守りシール支給事業を行い、認知症などで行方不明になる心配のある高齢者などの見守り対策を進めています。

今後もこれまでの事業を継続するとともに、高齢者を見守りについて、何がより有効なのかを考えていきたいと思っております。

④ 移動式仮設宿泊施設の導入

コンテナ仕様の仮設宿泊施設を避難所として、または仮設住宅として導入を。

答弁：今後、館山市に大規模な自然災害などの有事が発生し、避難生活が長期化するような状況を想定しますと、移動式仮設宿泊施設は仮設住宅が設置されるまでの間の繋ぎの避難施設として有効であると考えます。

また、「輸送コンテナと規格が同一であることからトレーラーによる輸送も可能であり、設置も容易である」と伺っており、有事の際に迅速な対応を図るための機動性や柔軟性といったメリットもあると認識しています。そのため、今後、導入の必要性や財政負担等、総合的に判断していきたいと考えています。

真剣な国会審議を望む

“接種の遅れは政府の失策”と批判したのは日本共産党と立憲民主党ですが、新型コロナウイルスワクチンの承認について共産党は、昨年12月成立の改正予防接種法の審議で、海外ワクチン承認の条件として日本国内での大規模臨床試験（第3相試験）の実施を訴えていました。立憲も同様の理由から「承認に慎重な対応を求めた経緯」がありました（6月6日付・読売）。

ワクチンの安全性・有効性を優先させたいとする考え方は、一つの政治責任の表れであり、否定するものではありません。

そこで、野党からの強い要望もあり国内治験（臨床試験）を行ったことで、承認・接種の実施スケジュールは世界から見て3か月ほど後退しました。そういう背景がありながら、現在、共産と立憲は冒頭に掲げた“接種の遅れは政府の失策”と批判しているのです。

仮に、国内での第3相試験の結果を待っていたとしたら、現在においてもワクチン接種はできていません。もし、そうであった場合、今がどういう状況にあるか想像もできないで“遅れ”を批判しているのでしょうか。少なくとも国政を預かる選ばれた人間ですので、良心からも常識から見ても考えにくいと思っています。計算が働かなかった訳ではないという意味です。

発言の齟齬に対して「野党 承認に慎重だったが、接種加速に『変心』した」（5月30日付・産経）と、無責任ぶりを指摘しています。では、どうしてそういう矛盾したことが言えるのでしょうか。ここからは当事者に聞かなければ分かりませんので想像の域を出ませんが、その時々において政府を攻撃することに腐心し、国民の生命・財産を第一に優先するという最も重要な政治的精神性を失っているのではないかと感じます。

さらに、共産党は、接種に必要な経費を計上した2020年度第2次、第3次補正予算の両方を反対しています。少なくとも、国内の感染抑制や、経済的打撃を被っておられる方々への一刻も早い打開策として、ワクチン確保のための補正予算であり、その反対が最善であったかどうかの検証は求めたいところです。

反対した意義が分からないままでは、長い伝統にも傷がつくのではないのでしょうか。なぜ反対したのか、その代替案は何なのか、更にそれが多くの国民の納得を得られる内容であるものなのか等を確認するためにも、改めて分かり易く国民に示してほしいと思います。

余談になりますが、同党は東京都議選ではオリンピック・パラリンピックの開催阻止を掲げアピールしていますが、これも焦点が違うと思います。

公明党は、昨年7月国会審議で海外ワクチン確保について「予備費」を活用するという方針を政府から引き出したことで、海外企業からの国内供給に繋がりました。次に、実際の業務を行う市町村に対しては地方議員が、接種を行うにあたり遅滞や障害となる問題等をアンケートで聞き取り、県・国会議員に繋げ課題解決へ向け連携してきました。

その後には、全国の地方議員が各自治体に『新型コロナワクチン接種に関する緊急要望書』を提出して、迅速に安全な接種の実施に向け要望したところです。

議員の公的な場での発言について、前回の市政報告40号でも触れましたが「発言は後世の検証に耐え得るものか、矛盾や間違いを訂正する勇気」などは政治家の重要な素養であると思います。国民が、正しく政治を監視していれば、この様な発言はなくなると思います。

マスコミも、「ワクチン承認は慎重に…接種の遅れは失策」のような理解不能な発言については、積極的に取り上げ真意を問う姿勢を示すことで多くの国民の知るところとなり、無責任な場当たりの発言の抑制にも、政治の質の高まりにもつながり、結果、国益にも通じていくものと考えます。

建設経済委員会に所属

5月に常任委員会の編成があり、建設経済常任委員会に所属となり委員長の大任を拝命しました。実は、議会内の責任ある役職に就くことには消極的です。大変な使命と責任を自覚しなければ、運営に臨むこと自体、困難であることを経験しているからです。

2015年の改選後に、第2期の議会改革特別委員会が発足し、以来、同委員会解散まで委員長を3年間勤めました。その時も、長だけは遠慮したい気持ちでいました。委員会は毎月1回開催し、円滑な議事進行への周到な準備は欠かせませんでした。

また、意見を取りまとめるだけが委員長の任務とも考えていません。より質の高いものへと昇華させていく責任が、長には求められると信じています。議会活動には様々な要素がありますが、個人的には市民福祉に繋がっているかがもっとも問われる視点であると考え、議会内の制度改革よりも、市民との関係を反映する“外向き”の取り組み等を実現したいとの思いで臨んでいましたが、道半ばで同委員会は解散してしまいました。議会改革に終着点はありませんので、時の委員長として、責任を痛感しています。従って、安易な気持ちで長は受けられないのです。

2019年4月の改選後、昨年度はコロナの影響で議会内役職は常任委員会など、ほとんどがそのままスライドしました。今季3年目に入り、議会でのそれぞれ改編が行われ、新たな発足となったわけですが、正副議長をはじめとして、望まれて重責に就かれる方々は上述した通り、その責任を自覚した奮闘を期待します。

館山市議会基本条例の前文には、「地方公共団体の議事機関である議会果たすべき責務と役割の重要性」及び「議会の持つ監視、評価、政策立案及び提言の機能」等が謳われております。

また、第18条委員会の活動の第1項には「その専門性を活かした適切な運営」、第2項では「政策立案及び政策提案を積極的に行う」等とあり、本来、これらの条文に即した委員会活動が求めら

れます。従って、今回の新たな委員会発足を機に、本委員会としての政策立案に資する活動を推進してまいりたいと考えておりました。

そのような折、お一人の委員から、今年度の建設経済委員会では「アフターコロナを見据えた経済観光分野での活性化」をテーマに取り組めないかのご提案をいただきました。それを受け、本委員会で「事業化へ向けた活動の推進について」を協議した結果、各委員の承諾を得ることができたことで、一年間の活動方針が定まりました。

委員会内での話し合いは勿論ですが、市内の関係する諸団体の方々との協議や、専門家による講習会等を活用するなどして政策としてまとめ、それに対して公的支援では何ができるか等、委員会が民間と行政の橋渡し役となれるようにとの計画で臨んでいます。

早速、6月29日の議会最終日に商工会議所専務理事を本委員会でお招きして、市内観光の活性化をテーマに、講習会と意見交換を兼ねて実施したところです。立案過程としては、公益性、発展性、持続可能性等に耐える政策を調査・研究し、具体的事務事業にまで集約させ、市に提言書（提案書・要望書等）提出までを目標にしたいと考えています。

手順としては、「政策（Policy）基本的な方針へ向けた大きなまとめり。施策（Program）具体的な方針の実現を目指すまとめり。事務事業（Project）具体的な方策・対策を具現化する基礎的単位」と、絞り込んでいくのが普通です。

現在は、政策を模索している段階ですが、出来るだけ早い時期に具体的な事業の選定にまで練り上げて、市への提言に繋げてまいりたいと思っています。

幸いにも、本委員会活動を推進していくうえで、経験豊かな建設・経済界に精通された実力のある委員がお揃いですので、市民の負託に十分応え得る環境・体制は整っているものと期待しています。

個人的には、焦点が定まりつつある事業案が2つほどありますので、上述の通り、委員会内や観光協会、商工会議所の方などとの意見や要望を取り入れながら、市内観光・経済発展に資する政策提言を通して、事業化へと昇華させてまいりたい決意です。

次回の市政報告では、検討の模様や事業の方向性を示してまいりたいと考えています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度からの考察

6月議会ではパートナーシップ宣誓制度を取り上げましたが、宣誓する意義や憲法、法整備等について、以下の角度から考えてみたいと思います。

1. 宣誓する意義

世界では、2001年にオランダで初めて同性婚を認めて以来、現在28か国地域に拡大しており、先進7か国・所謂G7で、同性婚や、それに準ずる制度がないのは日本だけと上述しましたが、同様の好例として、6月議会でも引用した「男女雇用機会均等法」の制定と、その後の変化について触れてみたいと思います。

1985年に同法が制定され翌年施行となりましたが、当時は経済団体並びに国の中央省庁内部に至るまで、女性の仕事内容や待遇面における環境は、男性とはかけ離れており、その是正への意識もまったくなかったと言ってよく、法律の制定は極めて困難な状況でした。

因みに、大手企業をはじめとする女性の雇用条件には、結婚した時点で退職する規定であるとか、35歳を過ぎると退職または退職を勧告されるなどと言った規約が、当たり前のように設けられていました。

では、なぜ同法が制定されたかということ、第一には、当時の働く女性たちの不平等感があり、そのためには法律が必要だと、立ち上がった女性活動家がいたということ。世界では、1975年に国連では女性の地位向上に向けての指針となる「世界行動計画」を採択し、また、国際的・国内的に継続して行われるように、1976年～1985年を「国連婦人の十年」と定めた流れがありました。

更に、「世界女性の憲法」と言われる「女子差別撤廃条約」が1979年に、日本も賛成し採択（条約への合意する意思）されました。この「条約」は、拘束力を持つため非常に重要な要素になりますが、詳細は、ここでは割愛します。

世界で気運の盛り上がりを見せる中、国連加盟の先進国の中で唯一日本だけ男女平等に関する国内法が整備されていませんでした。そういう事情から、79年採択の「女子差別撤廃条約」への「批准」には消極的でした。採択、署名、批准という手順を踏みますが、批准するためには、「男女雇用機会均等法」の制定が必要であること、既存の法律を条約に合わせ修正すること、さらに国会での承認も必要であり、その見通しが悲観的であったことが主な理由です。

しかしながら、機会均等法が制定された第二の要件として、日本はこの分野における人権後進国に位置しているという実態に対し、国際社会の中での体面を保つためにも「女子差別撤廃条約」の批准が必要でした。そういう背景もあって、経済諸団体など抵抗勢力の理解を取り付け、ぎりぎりのところで均等法制定にこぎつけることができたのです。

しかし、めでたく制定できたものの肝心の内容かというと職種や定年規定、給料体制まで男女間の均等に努めるという、企業側の努力義務となっていて、違反しても罰則規定などないザル法でした。

ところが、同法が成立したことによって、意識の高い大手企業から徐々に女性も営業部門に配属されるなど、85年86年ごろから女性総合職への道が開かれていくという、大きな成果となって現在の状況に繋がることとなります。

つまり、理念にとどまる法であったとしても「男女の雇用機会を均等にしようという法律」ができたことが何より重要で、そこから道を開く突破口となりました。このことを歴史の教訓という視点でとらえれば、法律が有るか無いかで、その後の社会の変化のスピードに雲泥の差が生じるということを教えてくれます。

また、ウーマノミクスへの評価から見ても、女性戦力は欠かせないものであり、男女の雇用機会を均等にしようとする概念の正しさは証明されています。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度についても、世界から遅れている状況や、導入した場合の効果についてもまったく同様に感じます。「宣誓」とは、いわば上述した通り「理念法」と言えるものですが、未来への展望を明らかに持って、今、パートナーシップ宣誓制度を市が市民に対して「宣誓」することの意義の大きさを深く考えてほしいと思います。

2. 憲法改正論議

札幌地方裁判所判決

2019年2月に札幌地方裁判所で、民法や戸籍法で同性婚を認めないのは憲法13、14、24条に違反するとして、北海道内同性カップル3組が国に損害賠償を求める裁判が行われました。判決では、「法の下での平等」を定めた憲法14条に違反すると、原告の訴えを認める見解を示しました。

しかし、13条「個人の尊重、幸福追求権」と、24条「家族関係における個人の尊厳と男女平等」での婚姻の自由については、違反しているとは言えないとの判断を下し、賠償請求も退けました。

上記について、詳しく述べる必要性を感じますが、ここで問題にしたいことは、この裁判は同性婚が現行憲法から見て違反をしているかであり、社会的または個人的な次元での違法性、すなわち同性愛そのものが問題ではないということに着目すべきだと思います。

では、何が問題かと言うと、判決に対して、憲法が公布された当時の昭和21年11月3日に遡り考えないと、この案件は理解できないのではないか、という視点です。

同性婚認知の歴史

日本国内のみならず、世界的にも1946年当時は同性婚を認める社会的環境がなく、国内的には1980年ごろまで「精神疾患で治療すべきもの」と考えられおり、民法での結婚も男女の精神的・肉体的結合と定義されていることから、同性婚は認められていなかったという歴史を押しえておく必要があります。

米精神医学会は73年に同性愛を精神障害リストから外し、92年にはWHO（世界保健機関）が同性愛を疾病分類から削除するなど、この頃から社会的にも認識・環境が変わり始めました。前述した、2001年から同性婚を認めるなどの国々が広がっていき、アジアでは台湾が最初に法制化しています。

但し、これら先進の国々でさえ、性的マイノリティへの権利が認められるようになるまでには長い時間がかかっています。従って、今、国内で沈黙しては何も変えられませんので、いたるところで盛んに議論することが、より早く制度化へ到達できる近道とも考えます。

憲法と時代との整合性

札幌地裁の判断から見えてくるものは、24条は異性婚を前提に定めたものであり、また、13条を根拠に同性婚制度を求める権利について導くことはできないと判断されたことも、私の浅薄な理解では、70年以上も前に作られた憲法に、同性婚はそもそも念頭にない条文であるがゆえに、導き出せないと解するのが正しい認識ではないかと思いました。

丁度、自衛隊が違憲か合憲かで議論になりますが、憲法学者の大勢が違憲と判断しています。しかし、不要であるという意味ではないと理解します。憲法制定後に自衛隊が設立されたものであるため、憲法から当該組織を合法化させる解釈には無理があるという意味で受け止めています。

憲法改正への視点

これ等を考え合わせると、現行憲法は現代の諸問題に対応しきれない部分が多くあると、改めて感じます。環境権なども、近年議論され始めた概念です。人工知能、通信分野などでも、何らかの基本概念を盛り込む時代となりつつあるようにも感じます。

同性同士の法律婚問題にしても、札幌地裁では「意思によって選択できない性的指向は人種や性別と同列に扱うべき」と指摘されたとおり、「同性愛者の共同生活に対する一切の法的保護を否定

する趣旨まで含んでいない」との見解を示されたことから、法律婚を認めることができるよう、立法府に対して法整備を示唆されているものと解します。

実際に矛盾も見えています。異性と結婚すると税の配偶者控除や遺産相続が認められますが、同性が結婚生活を共にしてもこれらの法的利益を受けられないのは理解しがたいことです。

「合理的な根拠を欠いた差別的取り扱いである」として、札幌地裁では14条への違反を認めたものですが、婚姻生活の中で築き上げた財産や権利が同性同士では認められないとする点は、平等性を欠き、先行きの不安とともに、法の不備を感じずにはられません。

繰り返しになりますが、憲法に照らしての判断を問う裁判であったため、違憲14条と合憲13、24条とに分かれましたが、結論から言うと、同性婚が病気であるとか間違っただけの行為とは認定していないことから、政治に対して新たな憲法を用意しなければならない状況にあると、暗に示していると感じます。

また、国民的理解も求められます。LGBTに対しては、高齢世代ほど理解度が低いという統計もあります。差別意識や誤解などから生ずるマイノリティへの精神的苦痛や不利益等は、出来るだけ早く、国内から解消させなければなりません。理解を促進させる方法は多くあると思います。中でも最良と考えるのは憲法に謳うことです。同時進行で、関係する法律の整備も必要でしょう。

さらに、自治体レベルでの取り組みも重要であると思います。内面的なデリケートな問題でもあることから、普段の会話でも話題にすることはあまりないとも感じます。そうであるならば、議場でも訴えましたが、横断歩道をレインボーカラーに塗装するなど、多くの人の五感に触れさせ、LGBTは「当たり前」の存在として認知されるようにするための施策も必要ではないでしょうか。

法治国家として求められるもの

札幌地裁を含めて、同性婚をめぐる訴訟は全国5カ所で起こされており、どのような主張を尊重する判決が出されるかは、一応注目しますが、根本的には法整備の遅滞が諸悪の根源のように思います。

しかし、必要に迫られて、建設的な気持ちで憲法を改正しよう、或いは憲法に条文を加える加憲をしようと提起すると、戦争をする国になってしまうなどと、本質からかけ離れた批判が声高に叫ばれ、改憲を口にするのはばかられる様な空気になってしまう状況も想定されます。

改憲イコール改悪に繋がるという論理は、誠に稚拙であり国の幸福をも遠ざけます。

憲法は、法治国家の根本であるゆえに、平和、人権、平等等を時代に即し、合ったもの、国民が求めるものを提供することが、政治の仕事でなければなりません。公共の福祉に最も適して、また不毛な争いや差別感の解消に努めることは、国を預かる政治家の責任であると信じます。

国として速やかに、国民的議論の俎上にあげてほしいことを願うと同時に、法整備に合わせて個人も、国民としても成長していかなければならないと痛感します。